

## 知床五湖登録引率者審査部会（第 8 回）議事メモ

実施日時：平成 23 年 11 月 1 日（火）17:00～20:15

会場：世界遺産センターレクチャールーム

出席者：小平、葛西（知床財団）、古坂（自然公園財団）、松田・若月（引率者代表）、山本（ガイド協議会）、梅沢（自治会）、喜来（エコツアー推進協）、青木（観光協会）、野川（環境省）、大宮（北海道）、百々・岡田（斜里町）…13名

（1）平成 24 年度ヒグマ活動期の運用について

知床五湖登録引率者からの提案書（資料 1）による提案—登録引率者代表松田より知床五湖登録引率者による 5 つの提案が部会に提起され、討議が行われた。

【提起 1】ヒグマ活動期のルート変更（ヒグマ期も高架木道へ接続する案）

【提起 2】同時滞在チーム数の制限の撤廃（同時滞在 8 組の制限を廃する案）

- ・ ルート変更や組数制限撤廃など制度の変更については、1 年目の総括を行いその評価、検証の上、検討を進めるべき。
- ・ 従前 3 年間試行としていた。3 年間運用しその課題について改善するのがよい。
- ・ これまでの協議会議論で扱われた知床五湖の利用のあり方が、高架木道接続・組数増加という変更でも守られると考えているか事務局にききたい。
- ・ 制度変更の安全性への検証、高架木道・駐車場の混雑や渋滞について広く検討が必要。
- ・ 評価・検証をし、制度改善を行うためには頻繁に意見交換をする場が必要。

【提起 4】登録引率者の役割の附加（ヒグマ活動期期間外の立入での無線所持の案）

- ・ 地上遊歩道利用におけるヒグマへの安全対策として有効
- ・ たとえばガイド協議会が無線教習を行うなどして、登録引率者以外のガイドも参加することも検討。無線の技術を習得するのは次のステップにつながる。

【部会でのまとめ】

- ・ 登録引率者からの提案とその討議内容/経過についてまとめ、次回協議会で報告する。

（2）登録引率者審査試験について

試験のねらい・課題等について説明・提起（資料 2-1, 2）-事務局野川より主に受験料についての討議が行われた。

【部会でのまとめ】

- ・ 今年度より受験料の徴収を行う。試験実施への登録引率者の参加も加味し、事務局提案の人件費についての見直しを行い、2 カ年は受験料 3,000 円（実地試験免除者も同額）で実施する。その後コスト計算を改めて行い、見直すこととする。
- ・ 部会に会計を置く、指定認定機関がその担当となり知床財団を部会会計とする。
- ・ 新規養成の費用等は別途検討する。

（3）その他—開園～5月9日までの運用について

開園～5月9日までの運用を決定する判断基準となり得る資料を事務局で作成し報告。主な意見

- ・ 利用調整地区制度の開始は本年 5 月 10 日からであり、開園～5月9日までの運用はこれから新たに定めるものである。ということの共通の前提を説明する必要がある。
- ・ 該当する期間のヒグマ目撃記録や対応記録など判断できる情報が必要である。

2011.11.1

知床五湖審査部会

## 知床五湖登録引率者による提案書

知床五湖の運用にあたり、知床五湖登録引率者が 2 回ほど集まり意見交換会を行った。今年の運用を振り返り、いくつか意見が出された。来年度の運用に向けて早急に審議が必要なことについて、知床五湖審査部会に以下のことを提言することとなった。

### 1. ヒグマ活動期におけるルート変更と所要時間の変更

ヒグマ活動期は 5 湖→4 湖→3 湖→2 湖→フィールドハウスであるが、来年度は 1 湖高架木道に上がるルートへの変更を希望。所要時間も現在の 2 時間 45 分から 2 時間 40 分（高架木道に到達した時点）への変更を希望。

#### 理 由

ヒグマ活動期に参加するお客様のほとんどが、すべての湖を見学するために地上遊歩道だけではなく、高架木道も利用している。アンケートでも何故、高架木道に抜けることができないかとの意見も寄せられている。高架木道を利用することにより、知床五湖滞在時間を今より短縮できるので、参加しやすくなる可能性がある他、駐車場混雑の緩和や観光船の乗船の選択肢が増えることにもなる。

### 2. ヒグマ活動期における地上遊歩道の同時滞在チーム数の変更

現在同時滞在 8 チームと決まっているが、10 分間隔で出発し、同時滞在チーム数の制限を設けない。

#### 理 由

利用者数の多い日には、枠（チーム数）が足りないことがあったり、枠が全部埋まっていると、お客様がガイドを選ぶ選択肢が限られてしまう。また、ヒグマの目撃により中止になった場合に、時間帯によっては入れる時間や枠に制限がり、再利用を希望しても入れないことがある。

#### 問題点と改善点

チーム数を限定しないで 10 分間で入ることにより、地上遊歩道内に最高 22 チームが滞在する可能性がある。同時滞在のチーム数が増えることにより、安全性の確保や、今の仕組み（知床ならでは）だから体験できる静寂な自然空間を損なわずに提供するために、今以上にチーム同士の間隔が詰まったり、地上遊歩道上の一部に滞在チームが固まらないように配慮する必要がある。これを解決するために、レクチャー開始時間から M 地点（1:05）、G 地点（2:05）の通過時間をルールとして決め、地上遊歩道上のある一部にチームが固まらないようにする（参考資料 1-1）。

利用枠が増えることによる登録引率者の不足、情報提供方法は工夫が必要である。また、利用者の少ない時期は、問い合わせても登録引率者が不在で参加できない可

能性があるので、登録引率者を一定数確保し配置する仕組みを作る必要がある。  
これらについての解決策は、別紙（参考資料 1-2）のような内容で協議中である。

### 3. ヒグマを目撃した場合は、退避方法について

現在、ヒグマを目撃したら直ちに退避するとなっているが、安全に回避するためには、ヒグマの行動を確認してから退避するに変更を希望する。

#### 理 由

今年の事例では、退避した方へヒグマが移動し、再遭遇したケースがある。安全に回避するためには、ヒグマの行動を確認してから行動する必要があるため、ルールの変更を希望する。

#### 問題点

ヒグマとの遭遇状況によっては、直ちに退避した方が安全な場合もあるので、コーススタディーを通して検討を行い、ヒグマの行動を確認してから退避する場合と直ちに退避する場合のルールを新たに設ける。

### 4. 植生保護期・自由利用期における登録引率者の役割

ヒグマ目撃時における安全性の向上に寄与するために、無線機を携帯し、本部と一般利用者への早急な情報提供と、一般利用者を安全な方向へ誘導する役割を担う。

#### 理 由

植生保護期・自由利用期は、利用者や登録引率者がヒグマを目撃しても遊歩道を出て、フィールドハウスにもどるまでにタイムラグがあり、速やかで適切な対処ができない。しかし、登録引率者が無線機を携帯し、スムーズな情報交換ができれば、本部と連携し、利用者の安全性を高めることができる。

### 5. 開園から5月9日までの運用について

地上遊歩道を周回し、高架木道へ上がることのできる全周するコースを希望する。

#### 理 由

この期間も一周することができれば、利用調整地区に指定し、このシステムが出来たことにより、知床五湖は全周歩けるようになったとアピールすることができる。また、積雪期の知床五湖は、グリーン期とはまったく違った表情のため、季節を変えてリピートしてもらうための資源としても活用できる。

その他、この時期しか訪問することのできない利用者もいるので、多くの方に利用機会を提供するためにも全周できるように強く希望する。

## 平成 24 年度ヒグマ活動期地上遊歩道の所要時間・通過目安時間設定案

- レクチャー開始から高架木道接続までの所要時間を 2 時間 40 分とする。
- 地上遊歩道のポイント M,G の 2 か所に通過目安時間を設ける。
- ポイント M の通過時間(M を離れる時間)をレクチャー開始から 1 時間 5 分に設定する。
- ポイント G の通過時間(G を離れる時間)をレクチャー開始から 2 時間 5 分に設定する。  
(高架木道接続の 35 分前)
- 通過目安時間については、後続班との立ち入り時間間隔があいている場合には柔軟に対応してよいが、ヒグマ遭遇回避のための安全や後続班への配慮の上ペース配分を行う。

目安時間設定のため参考としたデータ（新規養成研修時の通過データ：15 サンプル）  
(各々フィールドハウスを発つてからの所要時間)

ポイント M	ポイント G
0 : 30	1 : 43
0 : 34	2 : 11
0 : 28	1 : 50
0 : 28	1 : 48
0 : 35	1 : 45
0 : 37	2 : 07
0 : 40	1 : 45
0 : 43	2 : 02
0 : 32	1 : 58
0 : 35	1 : 50
0 : 25	1 : 48
0 : 31	1 : 53
0 : 32	1 : 32
0 : 33	2 : 07
0 : 40	1 : 55

## ポイント M

事前レクチャー、フィールドハウス外での事前レクチャー、FH から M 間の所要時間、M での滞在時間から設定した。

## ポイント G

高架木道への到達時間から逆算し設定した。

## 平成 24 年度ヒグマ活動期の利用枠運用案

初回枠を 8:10 から、最終枠を 15:20 で設定する。

## 案の 1 :

○全体を 10 分間隔で利用枠を設定、予約システム上もすべて表示。

## 案の 2 :

○予約システム上には、8:10~10:00、13:00~15:20 を 10 分間隔、10:00~13:00 を 30 分間隔で利用枠を表示。

○10:00~13:00 の 30 分間隔で表示された利用枠については、前日（時間は検討）までに予約がなかった場合、登録引率者は早い者勝ちの仮押さえを行うことができる。

○10:00~13:00 の表示利用枠以外の時間に登録引率者に対し利用希望・予約が入った場合、前後 10 分間隔で利用枠を新たに設け、予約システム上に表示させる。

## 利用枠案

案の 1（各々 10 分間隔）			案の 2（昼挟む時間 30 分間隔で表示）		
	10:30	13:00		<u>10:30</u>	<u>13:00</u>
8:10	10:40	13:10	8:10	非表示	13:10
8:20	10:50	13:20	8:20	非表示	13:20
8:30	11:00	13:30	8:30	<u>11:00</u>	13:30
8:40	11:10	13:40	8:40	非表示	13:40
8:50	11:20	13:50	8:50	非表示	13:50
9:00	11:30	14:00	9:00	<u>11:30</u>	14:00
9:10	11:40	14:10	9:10	非表示	14:10
9:20	11:50	14:20	9:20	非表示	14:20
9:30	12:00	14:30	9:30	<u>12:00</u>	14:30
9:40	12:10	14:40	9:40	非表示	14:40
9:50	12:20	14:50	9:50	非表示	14:50
10:00	12:30	15:00	<u>10:00</u>	<u>12:30</u>	15:00
10:10	12:40	15:10	非表示	非表示	15:10
10:20	12:50	15:20	非表示	非表示	15:20

## 案の 2 の補足

〇〇:〇〇 で表示された時間枠は、前日までに予約がなかった場合、仮押さえができる。

非表示とされた時間枠は、登録引率者を通じて時間枠を予約することができる。予約が入った場合、予約システムに表示される。